

得んフトトヤリコリレノ古新政策ニ照ル有利ナルカト

第 期演習追加情況(課題) 其ノ

交 付 先
(演習官職)

主 月 國 政 府

報 告 又 ハ
通 知 先

統 監 部、 武 力 戰
思 想 戰、 經 濟 戰
外 交 戰
審 判 部

交 付 時 機
(想 定) 昭 和 十 二 〇 年 四 月 日
(實 曆) 一 一 月 二 一 日 午 前 一 二 時 分

發 令 者

統

外 交 監 戰 審 判 部

日 蘇 文 涉

日 蘇 文 涉 和 平

東 御 大 使 致 次 二 互 ル 交 涉、 結 果 突 止 ヲ 得 タ ル

ソ 蘇 側 ノ 意 向 左 ノ 通

一 交 渉 相 手 方 ハ 民 主 義 之 基 本 綱 領 政 府 付 タ ル

形 態 ヲ 取 ル 事 要 ス

二 獨 逸 占 領 下、 諸 國 家 ハ 總 テ 國 民 ノ 自 由 意 思 之 基

礎 ト スル 政 府 ヲ 組 織 セ シ ヲ 同 政 府 ヲ 行 フ レ 予 懇 意 度 ヲ 決 定 也

シ ム ベ シ、 之 二 依 リ、 日 蘇 側 ハ、 ス カ ン 帝 國、 日 本、 波 蘭、 捷 克、

ソ 連 邦、 ヴ ァ ー キ ー 山、 コ ー ン ン マ ン、 フ ゴ ル ガ リ 山、 コ ー ン ン ス ラ ヴ ァ イ 山

ヲ自國勢力下ニ置キ、ソノハルシ三國ヲ併合シ、ソノボトヲ
ソノ下ニ國境ハ強ト分割當時ノ國境ヲ維持シ、ソノベコラビ
正併合ハ之ヲ維持スル志意ハナルガ如シ、*Self-determination* 英文
土耳其上ノ關係ハ甲強逸ノ干渉外ニ在リ、現在ノ關係
ヲ維持強化スルノ方針ナルカ如シ、
三強逸ハ其ノ人的資源及工業力ヲ以テ、
聊其荒廢地・原狀恢復ヲ爲スノ義務アリ、

第一期演習追加情況(課題) 其ノ

交付先
(演習官職)

報告又ハ
通知先
統監部、武力戦
思想戦 經濟戦
外交戦
審判部

發令者

交付時機
(想定)
(實曆)

統監部

戦審判部

昭和二十一年四月
日午後時分

重慶和平工作

王ニ對シテ帝口ハ王ニ對シテ合作實現ノ爲メ中南

支ヲ一撤兵ニ對シテ協カニルベキモノアルニ於テハ

軍ニ北支ヲ一撤兵(一部沿海開港区域ハ除外)

ノ即時着手ヲ行フ用意アルニ日ヲ證明シ之ヲ

念三トシテ王ニ對シテ王ニ對シテ日支全面和平ノ爲メ合議

スルノ意アリヤ否ヤヲ問ハレタ

(因自由是迄迄協議ス)

統 監 部

第 期演習追加情況(課題) 其ノ

交 付 先
(演習官職)

大 陸 國 政 府

報 告 又 ハ
通 知 先

統 監 部、 武 力 戰、 外 交 戰
思 想 戰、 經 濟 戰、 審 判 部

交 付 時 機
(想 定)
(實 曆)

昭 和 卅 二 〇 年 五 月 日
月 日 午 前 時 分

發 令 者

統 監 部
外 交 戰 審 判 部

武 力 戰 審 判 部

外 交 戰 審 判 部

思 想 戰 審 判 部

經 濟 戰 審 判 部

重慶和平工作

蔣介石、意向トシテ汪院長ヨリ、通報左ノ通

「中、韓支ヨリ、即時撤兵又ハ北支ヨリ、撤兵ト言ハルル也

日本ト對英米戰爭ノ終結セザル限リ日本ハ支那領土

内ニ於テ英米軍ト戦ハサルヲ得ザルニ非ズヤ日本ハ支

那撤兵ハ日支間ノミナラス日英米國ノ戰爭終止ニ依リ

知メテ可能ナリ即チ日英全面和平ハ即日英米和

平ヲラカシムルヲ得ズコト迄ニ付日本政府ノ確乎タル

方針ヲ持タスル人物ニ對シ日軍對關係ニ對スル

理解アル人物ニ對シ派遣セラレハ喜テ會談スベシ

總力戰研究所

第 期演習追加情況(課題) 其ノ

交付 (想定) 昭和二十年 五月 日
時機 (實曆) 月 日 午後 時 分

交付先 (演習官職)

報告又ハハ 統 監 部、 武力 戰 外交 戰
通知先 思想 戰 經濟 戰 審 判 部

發 令 者 統 監 部
外 省 審 判 部

駐ソ大使宛訓令
獨ソノ和平ニ関シテ蘇側ノ主張ニ對テル帝口ノ見解左
ノ如シ

一、ニ関シテ獨乙政府ノ民主主義化ハソレ總體ノ退陣及
ソノソノ黨ノ解散ヲ意味シ獨ソノソレニ對テル全面的屈服
ニ外ナクカカル事態ハ獨乙民族ヲ去勢シ米英トノ戰
カヲ極度ニ低下セラルノミナラス却ソテ米獨和平ヲ意
米獨ニ依ルソノ打倒ニ戰局ヲ轉ゼシムル虞アリソレニ
リ不利益ニ非ズヤ
二、ニ関シテ獨乙占領下ノ諸口家ハ平等、獨立、自由ヲ

保障セシムルヲト独ノ政新秩序宣言ニ依リ明ナルニ
付異議ナシ

三ニ獨之獨ヲシテ承認セシムルニ異議ナキ之ノ義
幣ニ伴ヒテハ石油及食糧ヲ獨ニ供給スル要用意
アリヤ、用意ナキニ於テハ此ノ義務ノ素施ハ米獨
一終了後トシタシ

第一期演習追加情況(課題) 其ノ

交付先
(演習官職)

青國政府

報告又ハ
通知先

統監部、武力戰
思想戰、經濟戰
外交部戰
審判部

發令者

統

監
外交戰
審判部

交付
時機
(想定)

昭和廿二年六月

十一月一日午後三時

日ソ蘇交渉

強ソ蘇和平

帝國見解ニ対スルソ蘇側ノ最終的見解在通

一ソ蘇側ハソビエト總統ノ約束ニ一切信賴ヲ置ケテ

ハソソ總統ノ相手トスル限リ和平ヲ考慮スル

余地ナシ

二月音心

三強ガ義務ヲ承認スルニ於テハ石油、食糧ノ對強

供給(但シソ蘇側ノ需要ヲ充テテ余額ナル場合ニ限ル)ニ

總力戰研究所

案

情報局

昭和二十年一、二、三月ニ於ケル処置

一、国内

人言論機関ニ対シ

一月

ルーズベルト四選下ノ米口々成テ情

感力ノ紹介

二月

其米國建設ノ現況

三月

口内生産力ノ増強

ニ重石ヲ指向スル如ク指送ス

二、対米放送

米ノ鳴送スル自由ノ主張ノ暴露

指書ノ結出、日本ノ能心執力ノ優位

三、対印放送

五、中口、彼等府支振、民衆、ホースへ、協力ヲ
強調

四、對共軍團

共軍團各口、協力、状況ト協力、強調
對印作戦ノ成果

五、其、地、英、ソ、重慶守ニ對スル宣傳ハ
従前通り

原 22

外務省

極力独ノ私平ノ招來ニ人王力ヲ傾倒ス
ルト其ニ重慶及工作ヲ推進ス

總力戰研究所

東 也

四月—十二月 計畫

大東亞有

一 中華民國政府強化策

1. 蒙疆ニ国民党蒙疆支部ヲ設置ス

2. 蒙疆ニ縣警備隊ヲ設置シ治五ノ確保ニ関シ日本

軍ニ協力セシムル如クス

3. 領事裁判權ノ移讓

4. 華北交通ト華中鐵道トノ統一謀備着目

5. 食糧確保ニ関シテハ前年比シ滿洲ヨリ更ニ約三〇

万石増計四五〇万石ヲ輸入シ特ニ國防資源開採ニ

支障ヲカラシム(滿洲國對日支給率ノ能率ヲ昭和十八

年度ト月量一〇〇万石トシ日本ニ七五〇万石比支給率四五〇万石以

棉花地帯ニハ特ニ一〇〇万石ヲ増配シ棉花ノ増産

ニ努ム

6. 天津 上海ニ於テハ國積嚴罰ヲ以テ臨ム

總力戰研究所

7. 幣制統一 = 付予八現狀維持、際迄
8. 其、但 = 付予八前年度、施策ヲ強化ス

二 共榮國方策

1. 予三次に東亞會議開催

2. 其、但 = 付予八前年度、方策ヲ強化ス

統監部

第一期演習追加情況(課題) 其ノ

交付先
(演習官職)

統監部

報告又ハ
通知先

統監部、武力戦、
思想戦、經濟戦、
外交戦、
審判部

發令者

統

外務部
監
審
判
部

交付
時機
(想定)

昭和十

年

七月

日

月

日午後

時

分

對重慶工作

汪主席の外交談

中國の休戦の和平の交渉
重慶の二重支那の交渉
重慶の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉

重慶の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉

重慶の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉

重慶の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉

重慶の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉

重慶の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉
二重支那の和平の交渉
在支米英軍の交渉

武力戦審判部

外交戦審判部

思想戦審判部

經濟戦審判部

總力戦研究所

統監部

五

武力戦審判部

(4)

外交戦審判部

思想戦審判部

經濟戦審判部

第一期演習追加情況(課題) 其ノ

交付先
(演習官職)

報告又ハ
通知先

統監部、武力戦、外交戦、
思想戦、經濟戦、審判部

發令者

交付時機
(想定)
(實曆)

統

外務省
監審判部

昭和十
年
七月
日
午後
時
分

獨逸松島大使宛訓令
トノ和平交渉ニ關シソレノ意向ヲ確メタルニソレハトシ總統
實現ハ一ニシテ總統ノ辭職ヲ獨ニ於テ決意スルヤ否ヤニ
懸レルモノハキニ付貴大使ハ右ニ對スル獨首腦部ノ
意向ヲ探ラタシ

總力戰研究所

統 監 部

武力戦審判部

外交戦審判部

思想戦審判部

經濟戦審判部

第 期演習追加情況(課題) 其ノ

交付先
(演習官職)

報告又ハ
通知先

統 監 部、 武 力 戦 審 判 部
思 想 戦 經 濟 戦 外 交 戦 審 判 部

發 令 者

交 付 時 機
(想 定)
(實 曆)

統

外 監 審 判 部
戦 審 判 部

昭 和 十 三 年 七 月 日
月 日 午 後 前 時 分

駐ソソ連郷大使宛訓令

独ソソ連和平ニ関シ、獨ハソ連ニ對シテ、
一、見解ナルガソソ連ハ、獨ノ政權(即チソソ連ノ憲法ニハシテ、
トスルモノナリヤ)又ハソソ連ノ總統ノミニ、退陣ニヨリ、
向ヲ有スルモノナリヤ、至急確メララセシ

總力戰研究所

施策要便

内務省

(一) 防空青年隊の強化

一、防空青年隊の徹底の強化を要するに於ては、防衛業務

に關し、市民及び職業者一併に之を圖るべし。

二、地方協議会令に於て、市町村長、市長、市長、町長、防衛

業務に關し、獨り専らに他を兼之るべき所を指示す。

三、附屬的の口頭による。

三、防空思想の普及及防空訓練の徹底を促進す。

四、之を

四、警防團、特設防衛團等、人員補充の進行を

五、警防團の充實を圖るべし。

五、防空訓練の整備、就中、野水施設の徹底を充

六、備へるべし。

(15)

内務省
文書
司法

内閣

六、瓦別管下系ノ先ノ系

七、必要地帯ノ借入ノ借上管理ヲ行フコト

~~八、建設費ノ支拂ハ、専任ノ事務員ニ由ルベシ~~

九、官營政営地ノ取片付ノ高、換地化ニ作際ヲ設ケ玉

スルコト

一〇、地帯ノ際ニ於テハ、法外維持ノ高、市防換地、官端

指道ノ指導等ニ付テモ、市防換地ノ高、市防換地ニ對シテ

一一、今後ノ分散野字ニ付テハ、市防換地ノ高、市防換地ニ對シテ

是等ノ事

一二、都市部際、徹底化ノ図ルコト

(一) 地域、市防換地、市防換地、市防換地

(二) 市防換地、市防換地、市防換地、市防換地

(三) 市防換地、市防換地、市防換地、市防換地

内閣

以下

(一) 工場 / 分散 / 行 / 2

(二) 重要工場 / 施設 / 周辺 / 疎開 / 行 / 2

(三) 消防道路 / 防火帯 / 橋梁 / 及 / 障害 / 箇所 / 修繕 / 行 / 2

疎開 / 行 / 2

(四) 積荷者 / 2 / 降下 / 座席 / 係り / 修繕 / 行 / 2

(五) 修繕

(一) 付合 / 非常 / 災害 / 時 / 停止 / 健全 / 要素 / 作成

(二) 物質 / 危険 / 箇所 / 通風 / 設備 / 整備

(三) 緊急 / 避難 / 出口 / 指示 / 標識 / 徹底

(四) 視覚 / 感度 / 向上 / 設備 / 整備

(五) 警戒 / 区域 / 通行 / 禁止 / 決意 / 意思 / 印刷 / 揚

内閣

10

No.

任務刷新及処置

青年 司佐大臣

一、概観 司佐關係ニ現ハルニ於テ、思想内閣

ニ関シテハ、左翼ハ、日英共産黨兩連派ト共ニ、其度其度實現ノ事ニ構

成ノ点、^{活蒙運動} ~~非~~ ^{活蒙運動} 派、ニ陣營トモ著ク、活動積極ヲ阻害セシ見

ルハ、平部トシ、右翼ハ從來ノ急進的言説ガ一途、^現 實現到達セシ。

^概 ~~概~~ 部、^{二要求} 盛ヲ傳フ、^{二要求} 司佐上ノ内閣ハ

刷新ノ一律修正化ト生産振起之要求ト、内閣調整ヲ如何ニせんカ、

是及刷新者、被刷新者、相剋調整ヲ如何ニ調整スルカ、ニ是

ニ在リ、カ、此刷新内閣ノ問題ヲ如何ニ解決スルカ、ニ是

總力戰研究所

ル要アリト認ム或則地獄行刑制之肉ニテモ力増強申力

尚捷ニ兵ニ協力セムハ予隨改革ヲ多々奮ニ余地ヲ存ス

二. 擧ぐハキ揚登

1. 司法行政ノ有様同辨同治ヲ確立スル

自由主義的司法之立脚点

2. 司法制憲法制地獄ノ自由主義的司法ニ對シテ既知ニ尚素強

力ニ改革整備スル

3. 刑務ノ以程補ノ在業進士養成移同ニ收格ニ轉換整備

スル

4. 信託法制移同後改訂並査現ノ改定トモ之獨以高正

3 徹底 終止スル

總力戰研究所

No. _____

總力戰研究所

5. 恩惠學素 / 體化
性情控制情況 / 整備
性情秩序 / 徹
底の格闘 / 實行之了了

青國

内省

十二月八日
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、

能調

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、

物

物

物

物

内務省

内閣

統 監 部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第一期演習追加情況(課題) 其ノ

交付先
(演習官職)

報告又ハ
通知先

統 監 部、 武 力 戰
思 想 戰 經 濟 戰 審 判 部

發 令 者

交 付 時 機
(想 定)
(實 曆)

昭 和 十 年 月 日
日 午 前 後 時 分

統 監 部

內 務 省 判 部

社内対策

反極軸共同宣言ハ赤口ノ吾際的謀略ナリ
吾民ニ因知
徹底シテ社内ニ醸成セシ和平論ニ対シテ
断然取締ル処置
ヲ講ル

總力戰研究所

本
④

①

②

第 期演習追加情況(課題) 其ノ十一

交付 (想定) 昭和二十年七月九日
時機 (實曆) 月 日 午後 時 分

交付先
(演習官職)

報告又ハ
通知先
統監部、武力戰、外交戰
思想戰、經濟戰、審判部

執行者

統 監 部

内 務 審 判 部

一、七月空襲激化ノ情勢ヲ見越シ、學童ノ地方分散ヲ實施セリ

(三月一日ニシテ終了ノ事決定)

二、仙臺空襲被害甚大ナルニ鑑ミ、避難民ヲ受け取ル他ニ被災者ニ

急速收容、令程送附療養ノ手配ヲ敏速ニスルト共ニ、被災者

林種ヲ適量内ヨリ精選、ハラウクヲ急造ス、尚住宅不足國ニ

於テ五千戸之建設ヲ期ス

三、皇都ニ於テ他山林火災ニ付テハ、警防固クシテ、山林着目消防隊

ニ協力セシム。皇都警備隊ノ主要防止ニ付テハ、はたしめ防大

ニ力メタリ

四、東京都向島区ニ於テ、依然口喧突者約十五宗人ハ一旦是立

葛飾師は戸川の向ノ学校長女子等ニ収容スルトセウニ外帯田用也
後柙柙ヲ以テ之通其田地等ニ急連ハラウクヲ建後ス。尚
天候ヲ免ヒタルニ揚沙止ノ其後者有住宅ノ復舊也。迅速
行ノモトス。一住宅等周ニ柙ニ一ツ有之建後也。之
五。四州英士自ニ其等ニ租稅減免ノ措置ヲ請ル。一大致有ト
折合備)

第 期演習處置書 其ノ六

提出先

統 監 部 武力戦審判部 外交戦審判部
思想戦審判部 經濟戦審判部

報告又ハ

通知先

提出者

(演習官氏名)

内務省

提出時

機

(想定)

昭和十八年三月 日

(實曆) 十一月九日時刻十一廿

一、至以之悲壯感ニ付テハ、寧ろ口ニテ言成強化スルノ言新
ヲ採リ、常浪交ヲ維持シ、今後ノ露局ノ推移ト観念セ
必勝ノ信念ニ付テハ、採進ナシ、一軍備者ト打合滿一輕快
ニ、防空資材ノ優先買入ニ付テハ、一車馬者ト打合滿一輕快
十八年及三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十年
野水砲後ノ充テ、ニ、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十年
知悉ノ内防自衛車ヲ引上ルニ付、里志都市ニテハ、配備ヲ充テ、
セリ

第 期演習處置書 其ノ六

提 出 先

統 監 部 武力戦審判部 外交戦審判部
思想戦審判部 經濟戦審判部

提 出 者
(演習官名)

内務省

時 機
(實 曆)

昭 和 十 九 年 三 月 日
日 時 刻

報 告 又 ハ
通 知 先

都市疎開ニ付テハ十九年六月迄ニ在記方策ノ實現ヲ期ス

人文科系各肉詰ニ學校ニ其ノ整理既合トニ却テ為テ等ノ實施ニ

ヨリ計志施設ノ要也又地方特例ノ可能ノ見込ナリ

2、都市ニ存置ノ必要性助ナキ諸官廳 官制ノ整訂ノ等ヲ更

ニ強クニ地方ニ移セシム

3 在記都市所屬者ニ對シテハ強クテ以テ地方ニ分散セシム

(1) 在(1)(2)ノ關係甚ク家族

(2) 因政治子生損者 領守花子弟友者ノ為ニ在任者、直接然

力増強ニ關係ナキナリ

(3) 疎開地外ニ移住スル

4、以上ノ特別先ニ付テハ極力射撃ノ努力スルコト共ニ特別先地ニ
ハ砲台備上為陸軍寺院今會堂等ノ解散其ノ他コトヲ之ヲ確
保ス

5、非常降ニ於テハ口氏ノ子校見ニ重ノ近再ハ集團特別ニ付テハ
既ニ其ノ準備完了ヲセリ

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

由 榮

(16)

第一期演習處置書 其ノ二

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

提出時機 (想定)

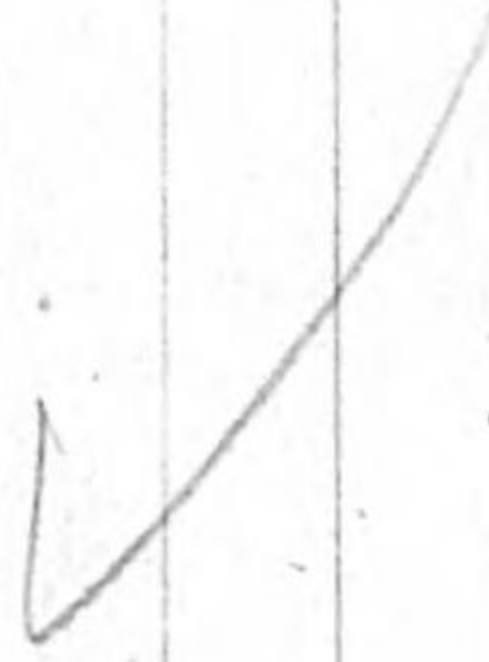
昭和十八年十二月 日
月 日時刻

提出者

(演習官) 氏名

内務省

一、風紀紊亂ノ風潮ニ対シテハ嚴重取締ノ方針ヲ以テ其ノ情勢ニ
ニ注視ヲ拂ヒツツアリ 地面 健全無事ノ方策ニ
力メムトス



總力戰研究所



第一期演習處置書 其ノ

提出先 統監部 武力戰審判部 外交戰審判部

報告又ハ 通知先

思想戰審判部 經濟戰審判部

提出時機 (想定) (實曆)

昭和十年 月 日 時刻

提出者

(演習官名氏)

内務省

大都市食糧貯蔵対策

- 一、大都市居住者各人ニ対シ一週向分増加配給貯蔵也云
- 二、市内一區一ヶ所以上ニ十日分ニ相当スル量ヲ分敷保蔵ス
- 三、大都市僻地地域ニ消費量ニ相当分ニ分敷貯蔵ス
- 四、引食物モ亦右ニ準テス

第二期演習處置書 其ノ四

武力戰審判部

提出先	統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
報告又ハ	思想戰審判部 經濟戰審判部
通知先	

提出時間	提出 (想定)	昭和十
	(實曆)	年 月 日
提出者	職演習名官	岩内 高橋 有者

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

161

一、演習會程 演習ノ所、人員、會程ノ詳細
 二、報告ニ係リテ、其ノ中、其ノ所ニ於テハ、
 三、演習ノ結果、其ノ所ニ於テハ、
 四、演習ノ結果、其ノ所ニ於テハ、
 五、演習ノ結果、其ノ所ニ於テハ、
 六、演習ノ結果、其ノ所ニ於テハ、
 七、演習ノ結果、其ノ所ニ於テハ、
 八、演習ノ結果、其ノ所ニ於テハ、
 九、演習ノ結果、其ノ所ニ於テハ、
 十、演習ノ結果、其ノ所ニ於テハ、

總力戰研究所

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

(12a) 筆

第二期演習處置書 其ノ五

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

提出時

(想定) (實曆)

昭和十八年十二月廿日

提出者

(演習官名)

内務省

翼壯中心ノ市民組織強化方針... 既定ノ通り。
翼政會方面ノ「イマカ」的行動ニ対シテ... 黙殺シ情勢
推移ヲ監視ス

總力戰研究所

五

✓

(10)

思想

(11)

(12)

司法省 内務省

一、政府ハ七月下旬^{緊急}全國警務部長會議ヲ召集シ席

上司法大臣ハ尤ノ要旨ヲ言明ス

一、今回ノ閣議ニ於テハ國家ノ興亡ヲ賭スルキ重大時局

ニ於テハ國內肅清ノ作爲ト共ニ之カ成果ニ國民

ノ國家ニ對スル義ト責任ヲ負フ内ハトスルモノナリ

本官ハ職責ヲ賭シテ到底の大檢挙ヲ遂行ヲ命

ジ苟シテモ世評ニ煩ハサレテ其ノ強行ヲ遲延邊延

スヘカラス

2、閣議ニ於テハ事件ノ輕重、事業ノ細大ヲ

辨セズ汎ク各階層ニ及ブキモ、特ニ上層階級ノ

非違ヲ摘發スルニ當リテハ政治的及學智ヲ恐シテ檢

挙ノ年ヲ修ムルカラス

二、右檢挙ト同時ニ國民指導ノ強化ヲ期シ、大々的ニ經

總力戰研究所

情道義即揚一大運動了併行せよ

三、道と義と良の教育を強化する

四、今週、周行為の他人被検査者、氏名及罪状、及び、
結果等を新聞に公表せんト其の隣地地獄を
此の心各階層に徹底す

第 期演習處置書 其ノ七

提出先

統 監 部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

提出時機 (想定)

昭和十八年七月一日

(實曆) 十一月九日 時刻 四時

提出者

(演習官名)

内務省

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

防空対策

- (一) 住宅ノ新土留制ヲ實施ス 一人兵團標準ノ坪枚ニ相當ニトリテノ標準定ムルヲ定メ 全新建坪ハ倍出セシム
- (二) 都市中陳腐ニ依ル住宅及ビ一ノ倍出住宅ヲ活用シテ
- (三) 市計畫書ト相合セシメテ 住宅ニテ採テ指導スルニ由ルニテ 刺ノ時ニ必要ナル可及物ヲ 滅陽附近ニ住宅セシムルニトス
- (四) 滅陽ノ防衛トシテ 砲臺ニ設ス
- (五) 倍出ノ急進ニ 重要ニ陽及附近ノ陳腐ノ防衛道路
- (六) 防空地、陸上ノ廣揚ノ指染ヲ促進ス
- (七) 收藏ノ建築材料ハ 緊急用資材トシテ 蓄積ス

(五) 官警ト報面ト關係ノ維持ノ確保ハ治安維持上絶体
必要ナルヲ以テ左記措置ヲ行ハ
1) 巡査隊長、巡査員等、隊中ノ治安維持ニ務メテ
1) 出来得ルハ官警同進形式ヲ能ハス
4) 女子團、社ノ分散

ホニ期應羽処置書其ノ八

昭和十九年七月一十月

空襲被害対策

内務省
大東亞省

一、被害地区ニ存スル其ノ内官徳主要施設ハ是等ノ都市疎開ニヨリ余剩
施設之ヲ分散移轉セム

二、各地區罹災者ニ付テハ一旦市内各氏学校ニ收容シタル上一定標準以上ノ
是數ノ人家建シ同店也又且徳兵貯藏ノ毀家屋ノ古材ヲ以テ鐵
志建築ニ努メ依次之ニ收容ス

三、被害地跡片附ケハ急遽ニ実施シ將來之ヲ防空空地トナス

四、此機宜ニ又ニ復建計畫ニ基テ人口疎開ヲ強力ニ推進スルト且ハ
他面被害地区ニ戰地ヲ作スルモノ徒ラナル地方ヘハ避難ヲ阻止ス

五、上層階級ノ疎開防空流動不良ノ事及直後近郊別荘ニ避難セシムルニ付

一、前記(四)ニテハ一般ニテハ其ノ必要ニ備テ基テ適当処斷ス
(但シ近郊別荘ノ其内園ニ於テ既ニ疎開人員ヲ收容シ居リテ別荘トシテ

能事

(五)

存置せしめんがすべし)

六 仿札偽外伝券ニ付一即時届出提出せしむト共ニ其ノ使用者ノ屬別ナリ
針ノ声的処断ス。尚今特撤布せしめんキ宜得文ヲモ即時届出ニ
ル採一般市民ヲ指導ス

七、空襲ニ関スル発表ハ被害都市名 侵入特致撃墜数ハ正確ニ発表
シ被害状況ハ抽象的ニ止ム

八 今次空襲ノ期ヲ使へ更ニ敵機心ヲ昂揚セシメテ決戦意氣ヲ強
化ス

統監部

武力戦審判部

外交戦審判部

思想戦審判部

経済戦審判部

第一期演習處置書 其ノ一

提出時機 (想定) 昭和十六年二月 日
(實曆) 十一月十日 時刻 十三時

提出先

統監部 武力戦審判部 外交戦審判部
思想戦審判部 經濟戦審判部

提出者

内務省

報告又ハ通知先

(演習名) 氏官

情勢報告

一、昭和十九年一月、市街行政セウシタル、道ニシテ、
二、依ル其後、地方行政ニ至リテ、概ネ良好ナリ

市街行政ニ至リ

道

東京市及び市街行政ノシテ、人口亦、不程以上、及ニ市街行政
市街行政

市街行政

道令

特別地方官ノ一段、市街行政ノシテ、市街行政

市街行政

總力戰研究所

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

由
西
文
(外務省)

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

提出時機 (想定) (實曆)

昭和十一年三月三日

提出者

(演習官名)

内務省

四月ヨリ十二月迄ノ三ヶ月

一、赤毛ヲ赤毛土上陸ニ備ヘ、此等準備ノ旨、要防園組織ヲ活用シテ之ヲ
消化シテ固ルニトス

二、以テ準備ノ旨、要防園ニ、防衛隊並ニ少年團等諸団体ヲ市街村民ノ
綜合指揮板ヲ與フ

三、一、指揮並ニトシテ綜合訓練ヲ實施ス

四、必要地帯ニ、概觀ヲ指揮隊等ニ適シ、其由迄為テ準備ス

五、空襲警戒ハ、偵察ニ依リ、通特、母子人見等ノ集團方散
ヲ實施ス

總力戰研究所

内

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

提出時機
(想定)
(實曆)

昭和十年 月 日
時刻

提出者

(職演氏習名官)

司法省

處置

一、司法機能刷新、為裁判所構成法第七十三條及第八十條(判
 換予、新官制所)ニ關スル法律的保障)ヲ廢止シ、司法官ニ
 請新、氣ヲ注ス
 二、裁制、實施ニ即應スル如ク裁判所及換予官官制
 裁制改革ス

10

大藏省

一、十二月八日

煙草小賣價值段二倍二引上同時二規格統一

二、十二月八日

五十億大增稅案内容公表

内容

所得稅 六〇%引上 一五億增收

其他所得稅 五〇% 一四〇〇〇〇〇〇〇〇

間接稅 四〇% 一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

煙草價值上 一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(但此項與他種不同
漸收五億月見上)

三、高級料理店综合ノ閉鎖ニ伴フ財政上ノ減收ハ

約三億円ニ達スルモ右増稅案中ニハ既ニ織込中

ナルヲ以テ格別ナル如きヲ要セザルモノト認ム

五二

(10)

經濟情勢

山本
荒船所長

一 對支爲着並物價對策

(一九四、五、六月)

大藏省

根本策トシテ丹元パー、¹⁰⁰118日、水準ヲ堅持シ具體策トシテハ現行ノ因
續其他投機對象物資ヲ先手ヲ打テ強制買上、公定價格整備
強行(嚴罰主義)現地ノ輕工業振興投機資金ノ吸收(富籤)等ヲ
隨時適者ニ行フモトス

尚金、第二回現送ヲ実行シ(北支500中支1000) 聯銀券カ、儲
備券、價值維持ト物價騰貴ヲ抑制、頭ヲ叩カシム

邦人、帰國傾向ニ對スル對策

一般邦人ニ對シテハ放任主義ヲ採ルモ必要ナル官更其他ノ
要員ニ對シテハ現物給與制度ヲ設テ之ガ費用ニ付テハ
準備金ヨリ支出ス

二、徴用工員ニ対スル前收入トノ差額國家負担ノ問題、
(1) 忘召兵ノ心構、強調ヲナスコト
(2) 差額金額負担ハ忘召者ト均衡ヲ失スル虞モアリ、且徴用工ニ
安易ナル気分ヲ生ゼシメ却ツテ作業能率ノ擧ヲサルトスアルヲ以テ
絶対ニ止レハ為サイルモ、現行ノ援護制ニ抗充、強化ヲ図アリ止レカ
活用ヲササレイル様指差サスルコト

大藏省

強制保險実施要領

一、方針

急迫セル戰時下ニ於ケル國民ノ災害、疾病、死亡等ノ危險ニ對スル國民ノ不安感ヲ除去シ併而現下ノ通貨不足事情ニ鑑ミ購買力ノ徹底的吸收ヲ回ランガ爲左記要領ニ基キ保險ノ強制加入ヲ實施スルモノトス。

二、西女領

- (1) 簡易生命保險ニ對スル強制加入
- (2) 空襲危險地帯(支務大臣指定スル)ニ於ケル戰時死亡、災害保險ニ對スル強制加入
- (3) 一般國民ニ對スル健康保險制を創設シ從來ノ國民健康保險法ヨリ保險ヲ廢止ス
- (4) 從來ノ船隻保險法、健康保險法等ニ依ル強制保險

及一般生命及損害保險、依然之ヲ存置スルモノトス
 (5) 原則トシテ(1)号及至(3)号ノ保險ノ強制加入ヲ實施スルモ
 市町村長ノ認可ニ依リ、人的特種事情ニ基クテ除外例ヲ
 設クルコトヲ得ルモノトス
 (6) 右措置ニ伴ヒ漸次保險ノ所管及醫酒ノ濫制等ノ權限ヲ
 進ムルモノトス

偽札撒布ニ対スル措置

内務省
大蔵省
司法省
大東亞

一、京浜地方、偽札撒布事件ニ対シテハ、大蔵大臣ハ、内務省
司法大臣ト共同ニテ、今般撒布セラルルニ偽札ヲ拾得セル
者ハ速ニ届出スベシ、拾得、使用セル者ハ四嚴四罰ニ知スルハ
勿論ナルモ、カ、ル行為ハ戦線ノ兵士ニ後ヲ引ラ引ラ
行為ナルニ旨ヲ告示ス

二、満洲國ニ於テモ右ニ準ジテ措置セラルトス

經濟戰

七月一十月二実施スル措置

大蔵省

一 金融機関ノ資金ポル制実施（七月）

(1) 凡そ金融機関ノ増加預金中ヨリ経費及一定率ノ手許現金ヲ除キタル金額ヲ日本銀行預金（有利率）ニ振り替フールスルモノトス

(2) 資金ポル委員会ヲ設立シ本委員会ニ於テ右ポル資金及大蔵省預金部池貝金ヲ一括シ財政資金（口債消化資金）及産業池貝金ノ需要ニ即応スル割合ヲ決定スルモノトス

二 銀行ノ一縣一行事業規制確立（十月）

(1) 普通銀行及貯蓄銀行ヲ同一縣ニ一行ヲ存置スル如ク吸收合併又ハ新立合併ヲ行フモノトス
但シ東京都及大阪府ニ付テハ別途考慮スルモノトス

三、貯蓄指導員貯蓄推進隊ノ活躍、強化

(七月)

上四半期、貯蓄不振、状況ニ鑑ミ貯蓄指導員及貯蓄推進隊ノ徹底的動員ニ依リ所期目標、達成ヲ期ス

四、強制保険制ノ実施

(十月)

別金 答申ノ通り

五、國債ノ強制割當

(十月)

(1) 金融機曾ニ対シテハ資金70%ニシテ各種産業統制會委員會ノ決定ニ基キツウ金額ノ公債ヲ強制購入セシムルモトス

(2) 一般事業法人ニ対シテハ各種産業統制會委員會ヲ設立セシメ同委員會ノ決定ニ基キ金額ノ公債ヲ強制購入セシムルモトス

經濟
一

七—一〇月未動ニ対スル措置

大藏省

貯蓄鈍化傾向ニ対スル措置

大増税ニ伴ヒ一時的貯蓄増勢鈍化ハ當然考慮スル
名所ナルガ國民ノ志氣ニモ關スル所ナルヲ以テ不取敢左ノ
諸措置ヲ採ルモノトス

(1) 國民ニ貯蓄戰ノ意義ノ徹底ニ関シ尙一段ノ努力ヲナス
(首相如藏相、次官、日銀總裁等ノ講演放送)

(2) 高所得者軍需工場従業員ノ貯蓄組合ニ対スル増強運動
展開

(1) 指導員ノ増派

(2) 貯蓄競争(地区、職場別)

(3) 轉院業者ニ対スル現金貯蓄化ノ強化(口債又ハ貯金へ振替)

(4) 保険ノ強制加入実施(十月)

(5) 戦時債券ヲ引續キ増発ス

二、株式市場混乱ニ対スル措置

短期清算市場ハ甚以失済ナルヲ以テ此ニシタル混乱ヲ見ル
コトナキモノト認ム、從テ立會中止ヲ命ズル西ナク左ノ措置ニ
止メ置クモノトス。

(1) 大藏大臣ノ聲明、但シ逆效果ヲ生セサル稱文言及時機ニ
注意ス。

(2) 戦時金融令庫ヲシテ出動セシメ、尙且、四員ノ操作ヲ
ナサレム。

(3) 上場株ノ整理

尚株式價格統制令ノ発動ハセサルモノトス。

一九年十一月十二月中ニ採ルべき措置

大藏省

一、昭和九年年度通常議會ニ左記増稅案ヲ提出ス

- (1) 直接稅間接稅ヲ通ジニ割乃至ニ割増徴 約三〇—四五億円
- (2) 新設稅ニ依ル增收 約三〇 億

(1) 國民稅

(4) 賣上稅

(2) 庭園稅、邸宅稅

(3) 煙草小賣價值約五割引上(十一月八日) 約一〇 億

二、左記法律案ヲ通常議會日ニ提出ス

(1) 戰時中豫算ノ款項流~~ニ~~關スル件 (勅令委任)

(2) 稅率變更權ノ勅令委任ニ關スル件

(3) 銀行等國營ニ關スル法律 自十一月八日 至 十二月三十一日間

三、大東亞戰爭ニ週年記念日ヲ期シ 貯蓄大進軍運動ヲ展開ス

大東 力

一、勅令四号加其ノ一
二、煙草出廻ニ付スル隣組ノ不平ニ付スル処置

隣組団覽板

煙草が街カラ安ヲ消シタハ別ニ政府ノ配給量

ヲ減ランテナルデハアリマセン 消費者ノ皆サンノ内、ヤシ

ヲモめイ煙草ヲ買湯メ物トスル不心得ナ人カナルカ

ラテス、コレ迄煙草ノ値段ノ上ツタハソ上ツタ分カケカ

大東匪戦年ニ勝ケ板々為ニ必要ナ武器ヤ彈丸ニナルノ

テスカウ不平ヲ言フノヲ止メマセウ

尚ヤ賣店ノ賣惜ミナドヲスル様ナ者ニ対シテハ政府ハ

新午取締リマス

經濟 敵 (b)

(10)

経済研究

才(動) 情況才四追加其ノ七 大藏省

一五、配当ノ抑制強化、利子ノ引下流説対策

之加為格別措置ヲ要セザルモノト認ムルモ、利下ゲハ貯蓄田

増強ニ影響日アルヲ以テ、藏相ハ強説或ハ放送ノ最近ノ機会

ヲ利用シ金利水準ノ堅持ヲ表明ス

尚配当ノ抑制ニ付テハ目下、処ヲ現金化ヲ防止(玉債

保有強化)スルノ外差有リ措置スル至思ナキヲ以テ

金融上

世論ノ推移ヲ暫日ク静観ニ取上ゲザルモノトス

株式市場ニ付テハ、就昨金融金庫ヲシテ出動準備ヲナサレリ

昭和二十年四月—十二月間ニ採ルべき措置

大藏省

一 金融機関ノ國營化（二十年七月—八月）

金融及資金ニ最高度ノ計畫性ト同時ニ機動性ヲ附與シ戰時
下國家ノ要請ニ應フル為左記要領ニ基キ金融機関ノ
國營化ヲ断行シ日本銀行ヲ中心トシタル數個ノ強力ナル金
融機關ニ統合セントス

(1) 現行ノ一縣一行ニ存置セル普通銀行ハ國家ニ於テ買收スルモノト
ス（一行ニ統合）

(2) 特種銀行及金庫ニ付テハ民間出資ノ分ハ政府之ヲ買收シ適き
ニ整理統合スルモノトス（整理統合）
三、四行トス

(3) 保險會社、證券會社等ニ付テモ右ニ準ジ國營化スルモノトス
（各一社）

(4) 信用組合ニ付テハ其ノ特種性（組合員ノ相互扶助性）ニ鑑ミ末端
組織タル單位組合ニ現行通りノ組織トナシ中央金庫ニ國營化スル

モノトス

(5) 右措置ニ要スル費用ハ五〇億見當トシ公債又ハ特種債務
証書ヲ交付スルモノトス

(6) 経営ノ切替ニ當リテハ一切ノ債権債務ハ其ノ儘繼承スル
モノトス

(7) 従業員店舗ハ此ノ際大局的見地ヨリ大巾ノ整理ヲ行フ
モノトス

(8) 現行ノ資金プール制ハ右措置ニ伴ヒ發展的ニ解消ス
モノトス

(9) 右措置ニ伴ヒ金融統制會ハ之ヲ廢止シ金融統制法令ハ全
面的改訂ヲ行フモノトス

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

提出時

(想定) 昭和十八年十一月十日
(實曆) 十一月八日

時刻 〇九時

提出者

(演習官名)

中村小次郎

一、重慶空軍、毒氣戦術、海軍省ヨリ獲送船舶、
二、海軍省ヨリ獲送船舶、
三、海軍省ヨリ獲送船舶、
四、海軍省ヨリ獲送船舶、
五、海軍省ヨリ獲送船舶、
六、海軍省ヨリ獲送船舶、
七、海軍省ヨリ獲送船舶、
八、海軍省ヨリ獲送船舶、
九、海軍省ヨリ獲送船舶、
十、海軍省ヨリ獲送船舶、

一、重慶空軍、毒氣戦術、海軍省ヨリ獲送船舶、
二、海軍省ヨリ獲送船舶、
三、海軍省ヨリ獲送船舶、
四、海軍省ヨリ獲送船舶、
五、海軍省ヨリ獲送船舶、
六、海軍省ヨリ獲送船舶、
七、海軍省ヨリ獲送船舶、
八、海軍省ヨリ獲送船舶、
九、海軍省ヨリ獲送船舶、
十、海軍省ヨリ獲送船舶、

總力戰研究所

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第一期演習處置書 其一

提出先 統監部 武力戰審判部 外交戰審判部

報告又ハ 通知先 海軍部

提出時機 (想定) 昭和十九年二月廿八日 時刻一四四〇

提出者 (演習官名)

青田大本 等

一、敵のA、N作戦に對する準備
 特等入レニハシ、其他地由、特等油、施設、直衛強化
 二、A、N、敵ニ對シ、地上、及飛行機、反撃の
 行、外、海、中、飛行機、補給、進出、行
 孤、立、自、衛、力、強、化、の、方、策、ヲ、考、ヘ、ル、ニ、

總力戰研究所

五

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

海軍省 海軍

提出時機 (想定) (實曆)

昭和十九年三月末日
十日九日時刻0900

提出者

(演習名官)

青國大車地子

一、三月二十五日 上陸 瑞揚戰術施概二舟
約二週おこなわれ終了予定

二、海軍省

1. 花比呂、A 米岩三隊隊砲二大隊共修繕
2. 海軍省 飛行隊主力 (約一五〇機) 協力

3. 使用船隻 中型約三五隻 (A) 小型舟艇

三、作戦終了後 陣地等補修増強、上
原野に中。復修中。

總力戰研究所

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第一期演習處置書 其ノ

提出先 統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ 通知先 泊所員殿

提出時機 (想定) 昭和十九年三月一日
(實曆) 七月八日 時刻 一五、三〇

提出者 (演習官名)

青田一本等

敵機、A、N、上陸後、補給、此、向、我、飛行、
 機、成、果、其、キ、掃、揚、ヲ、行、ハ、シ、
 同、方、面、敵、軍、機、行、ハ、シ、
 1、便、用、機、カ、在、此、機、行、ハ、シ、
 海、軍、及、飛、行、隊、有、力、
 2、政、地、有、リ、
 3、ア、シ、ガ、コ、ン、キ、ウ、カ、リ、
 海、軍、及、飛、行、隊、有、力、
 政、地、有、リ、
 ア、シ、ガ、コ、ン、キ、ウ、カ、リ、

總力戰研究所

及、其、上、行、ハ、シ、
 上、司、ニ、對、シ、
 宣、施、ス、ル、
 為、ス、ル、
 事、ヲ、
 行、ハ、ス、
 事、
 中、

(出)

(16)

(16) (2)

第 期演習處置書 其ノ

提出先

統 監 部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

神所員殿

提出時

(想定) (實曆)

昭和十九年五月廿五日
十一月九日 時刻 一三〇〇

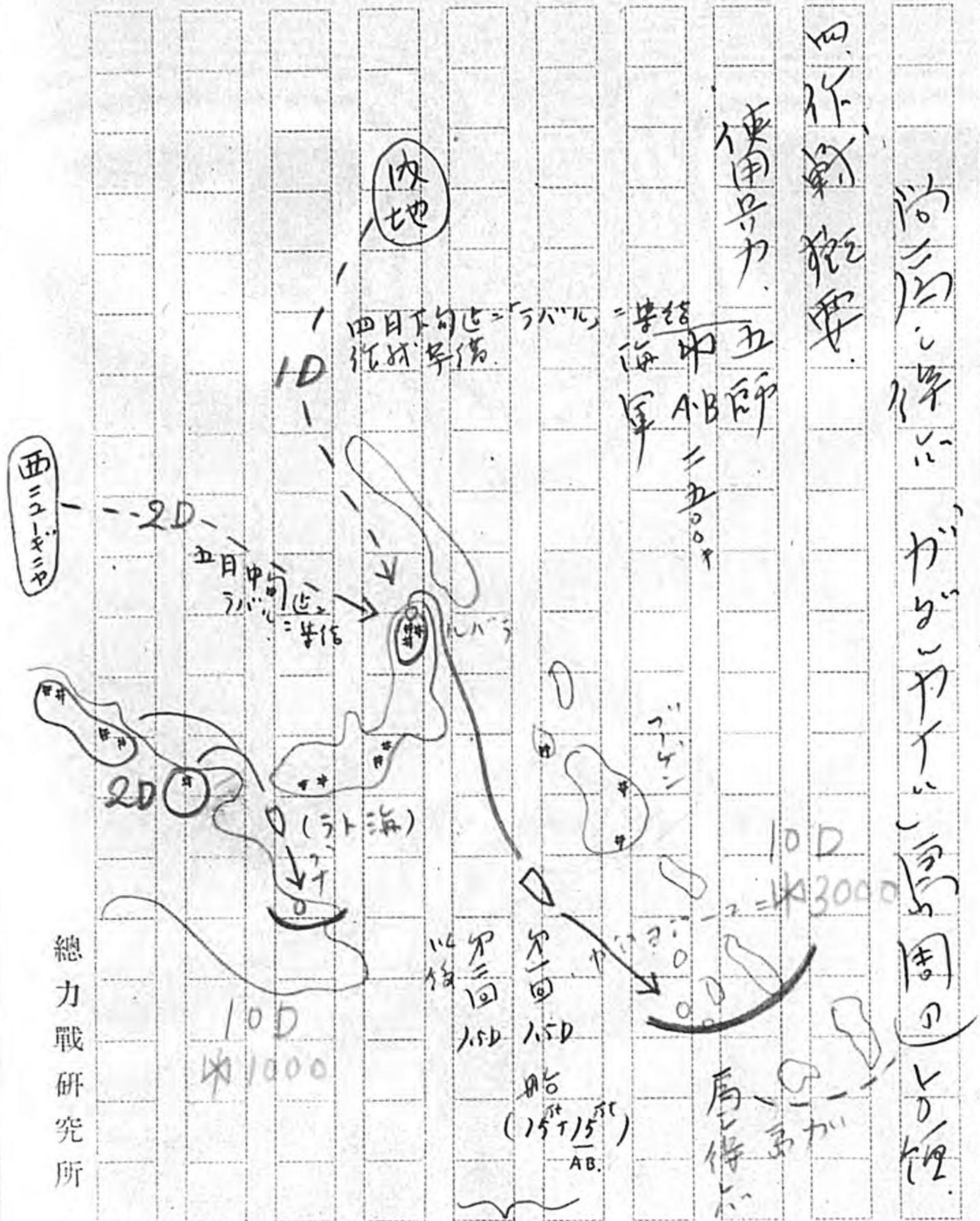
提出者

(演習氏名官)

青園大本營

一、六月十日始
 二、六月十日始
 三、六月十日始
 四、六月十日始
 五、六月十日始
 六、六月十日始
 七、六月十日始
 八、六月十日始
 九、六月十日始
 十、六月十日始
 十一、六月十日始
 十二、六月十日始
 十三、六月十日始
 十四、六月十日始
 十五、六月十日始
 十六、六月十日始
 十七、六月十日始
 十八、六月十日始
 十九、六月十日始
 二十、六月十日始

總力戰研究所



總力戰研究所

四作戦概要
 使用兵力
 海軍AB師団
 二五〇〇
 島
 馬場
 馬場
 島

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

海軍省

提出者

(演習官名)

青田大津

提出時

(想定) (實曆)

昭和十九年八月十日
九月九日 時刻 七〇〇

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

(10)

(15)

大津大津政府の要

昭和二十年一月ヨリ三月迄 C船(中型)

昭和二十年八月ヨリ九月迄 C船(中型)

A三機機

昭和二十年

昭和二十年度飛行機

内五万機 一万機 輸送機

予備機

總力戰研究所

五
④

140

第 期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

提出時機 (想定) (實曆)

昭和十 年 月 日 時刻

提出者

(演習官名)

吉田大輔

昭和十一年演習計画、概要、
 是般策之中心に於ては、
 北年度は「現勢」を以て、
 各方面に於て果敢たる反
 撃の作戦を行はば、
 對總對立の中心に於ては、
 破綻の恐れあり。
 一、四月五日の「ヤ」方面に於ては、
 概して昨年度と同規程の反撃作戦を行
 行、
 二、一月五日の「ヤ」方面に於ては、

總力戰研究所

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第一期演習處置書 其一

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

海所員殿

提出者

(職演
氏習
名官)

青園大本姓子

提出時機
(想定)
(實曆)

昭和十九年 10月 1日
10月 10日 時刻 11時

自十月
至十一月內處置

既定計畫ヲ實行スル外格別ニ處置ス

印度作戦
在支空軍準備
南東方面反撃作戦
南地方面防衛強化
(特三年半次観望)

總力戰研究所

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第一期演習處置書 其一

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通・知先

田所量殿

提出者

(演習官)
氏名

青田大本等

提出時機
(想定)
(實曆)

昭和十九年 〇月 〇日
時刻 〇時 〇分

米本土 糧食
昭和二十年夏米本土米本土(政治的考慮)
米本土 糧食 北下滿州開始

目標
運用
重要島國飛行可能域 三城
北滿州
定例用〇〇

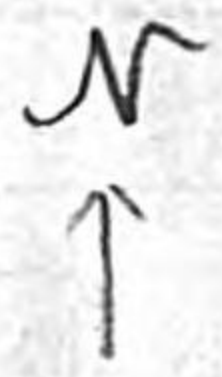
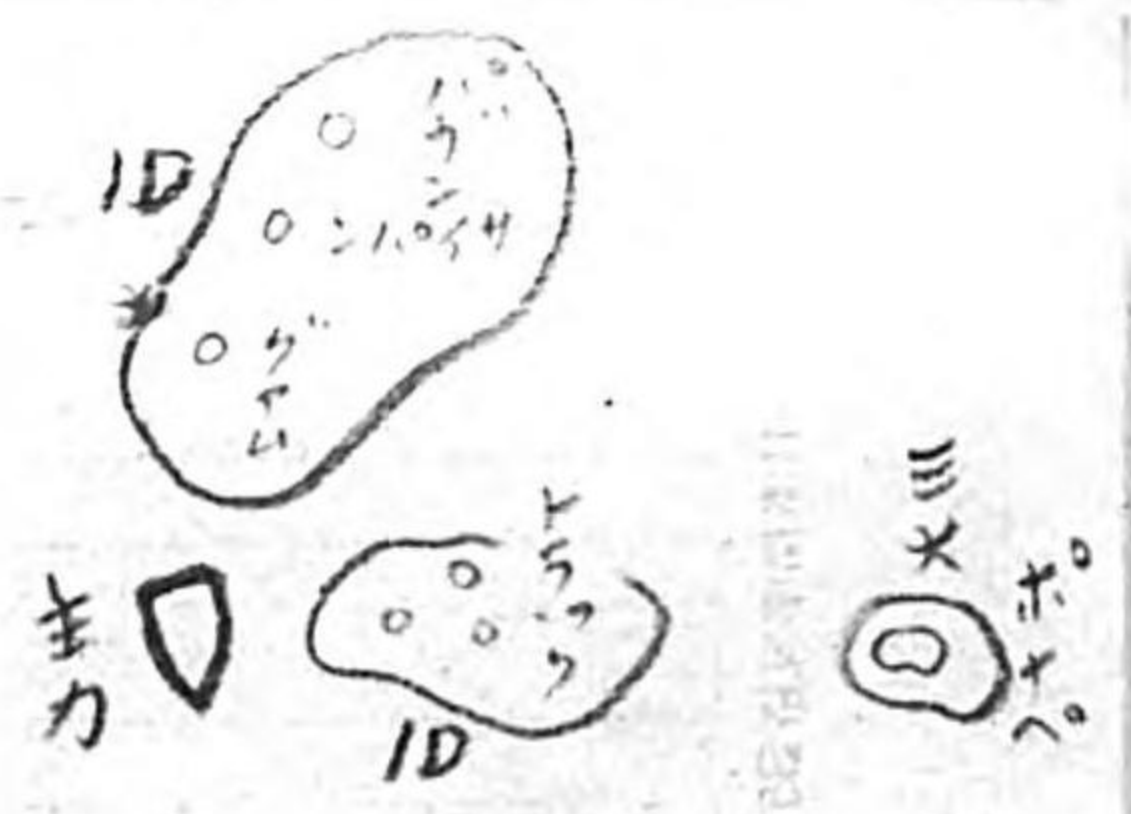
的半年の目的
飛行機製造

總力戰研究所

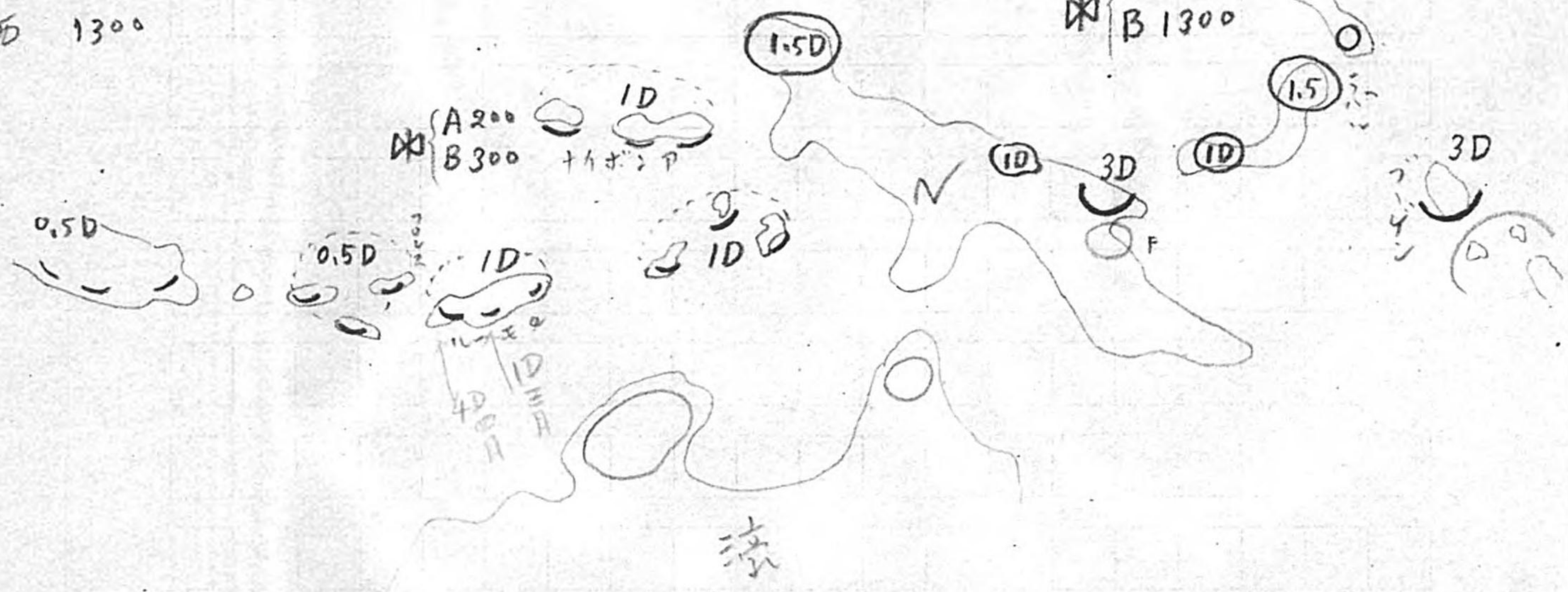
中(A) *
 内地 730
 北东 400
 南 650
 支 600
 南东 1400
 南西 1300

南东方面兵力配包和要軍
 (三月末)

軍
 極
 秋



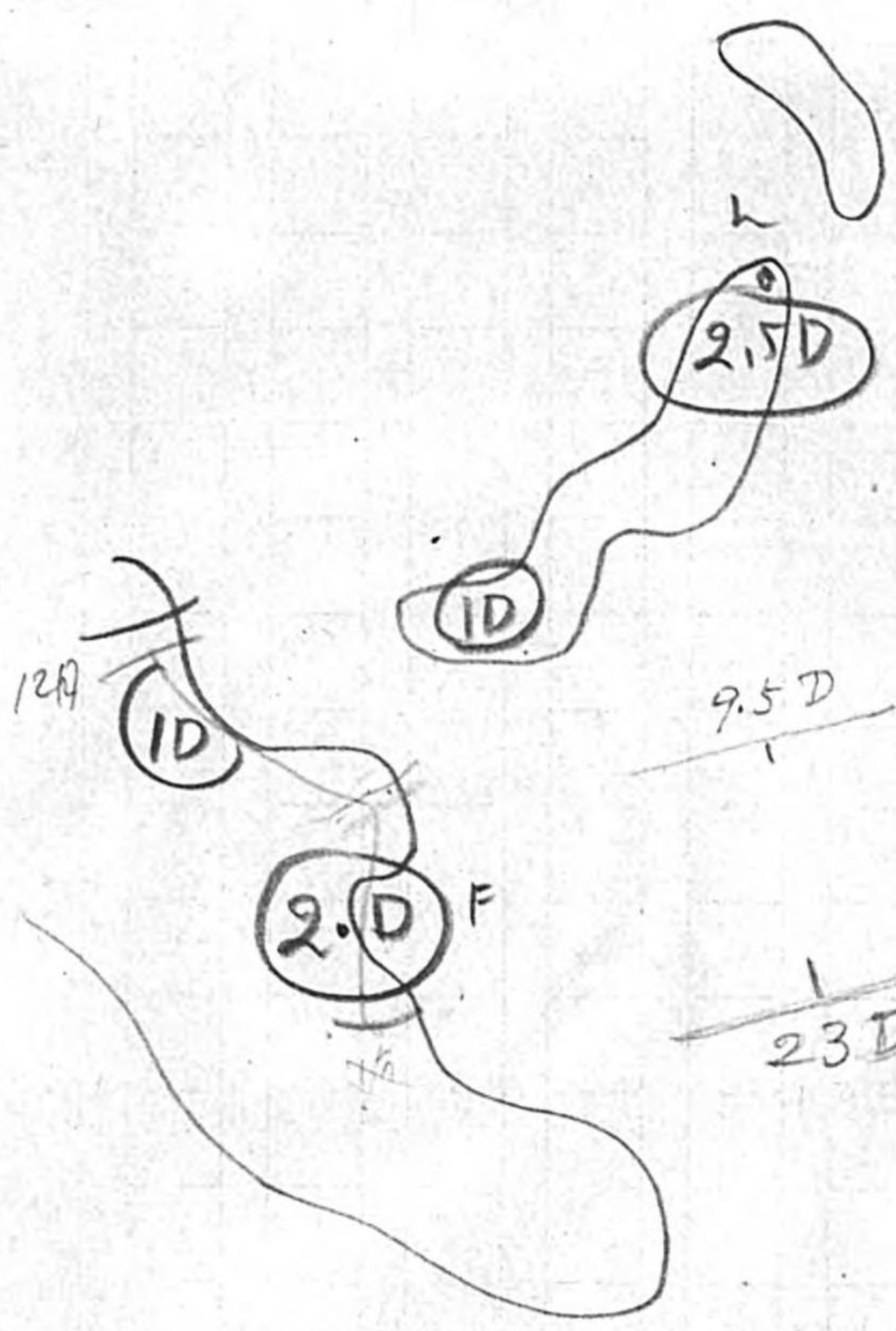
中 { A 1200
 B 1300



七月 = 方針の具力記号概算

抄

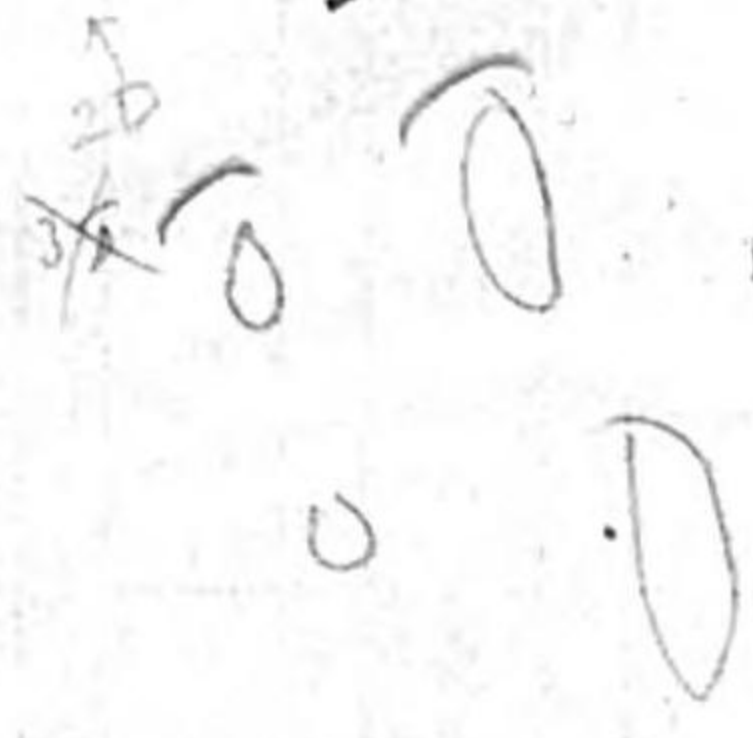
甲
抄
取



* 1250 (A)
1300 (B)

3D

抄
取



* 3000

200

7-30

1142818318

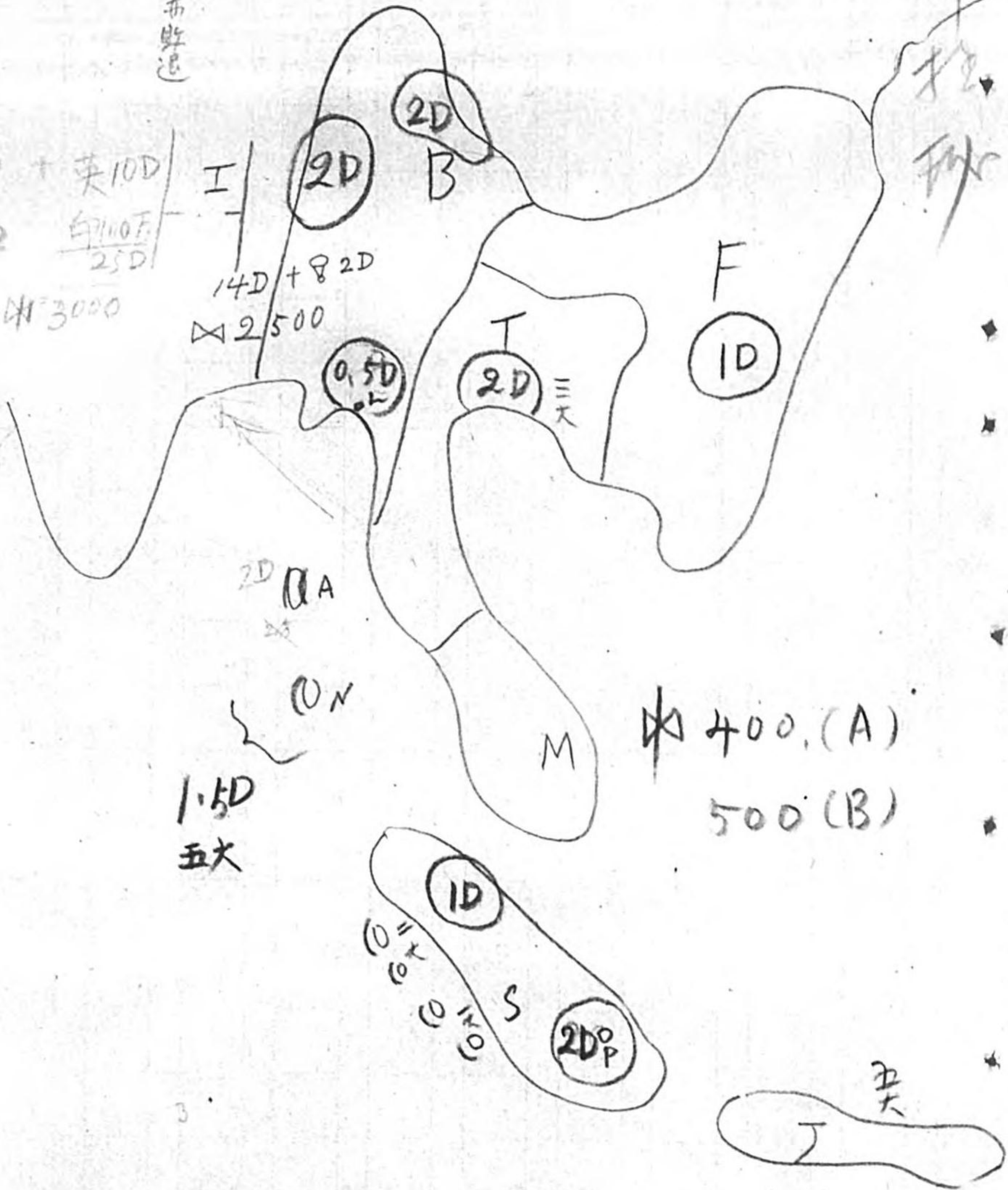
七月 = 旅行 兵力 配 是 概 要

カ

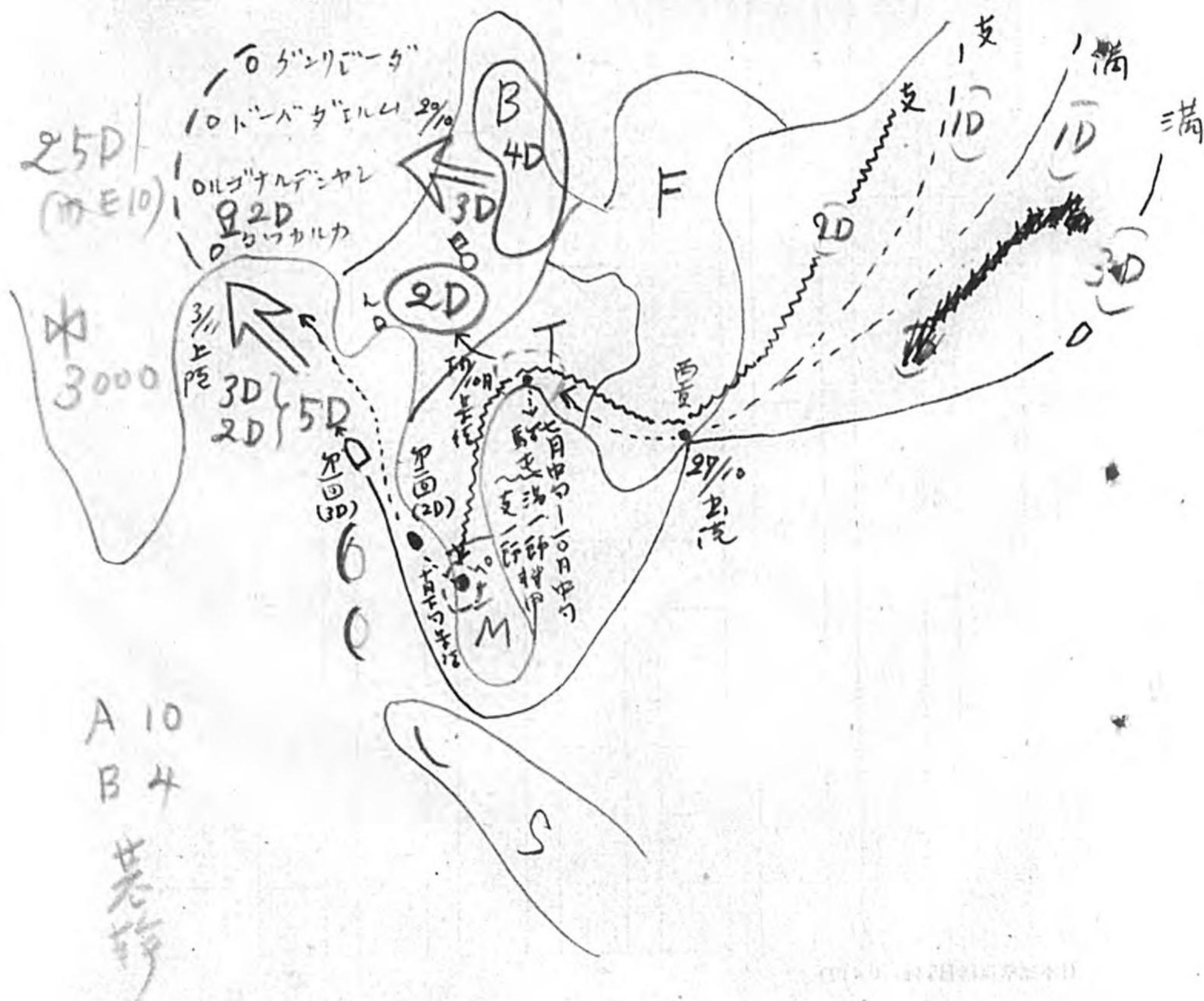
○ 十月末迄 = 20 和 進入
 ○ 十月末迄 進 入
 ○ 十月末迄 進 入

+5D + 英 10D
 白 110F
 25D
 413000

I
 14D + 8 2D
 2500



花三満 4D { 3D 13/9 釜山発 → カルカッタ (7-10)
 1D } 20/6 釜山発 } → 船谷 (7月中旬) → ランゲン
 1D } 1/9 上海発 }
 花支 3D { 1D }
 2D 12/10 上海発 → 昭南 → ペタン → カルカッタ (7-10)
 20/10 口比ヲ越ス → カルカッタ
 花七〇二 7D { 3D
 4D 七〇二 所行



第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

油所員一隊

提出時機

(想定) 昭和十九年 〇月 〇日
(實曆) 十月 〇日 時刻 〇九三〇

提出者

(演習氏名官)

吉田大本營

西政連絡隊

軍事上ノ目的

二月ヨリ三月ノ間 西政連絡隊飛行ヲ行フ

情報交換、技術連絡、人員交流等

包頭、九〇〇所

常用飛行機ニ機體改良完成ノ一年カカリヲモトメ

二潜水艦連絡ノ所安ニ定ムルヲ行フ

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

海所員殿

提出時機 (想定) (實曆)

昭和十九年十一月一日
十月十日時刻 〇九〇〇

提出者

(演習官名)

青田大本士

印度上陸部隊、伴、報告、
陸海軍、大、本、部、長、
二、三、日、精、報、局、上、海、北、京、
對、外、宣、傳、
一、半、英、文、信、上、重、慶、反、者、秋、
歐、州、三、日、以、駐、美、特、務、官、
對、獨、居、依、之、期、以、
二、日、以、形、成、ヤ、重、慶、ニ、
北、北、ル、ニ、大、部、回、
三、日、以、印、支、心、上、打、
區、ク、因、三、日、重、慶、
對、不、誠、意、
二、立、中、國、一、車、運、解、
放、美、陸、印、度、民、家、
反、者、秋、
三、立、中、國、戰、力、強、大、
上、戰、争、定、道、大、
理、之、主、明、

總力戰研究所

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第一期演習處置書 其一

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

海所員殿

提出時機 (想定) (實曆)

昭和十年三月五日
十月十一日時刻1000

提出者

演習氏名官

青田大李等

既提カ作付ケ画ニモナキ
四月二二日キヤシ方面
七月末ヨリモシ方面
印度方面ヨリ北行域
四月海軍右カ部隊ニ
作戦ヲ行ハシムル方面
在支方面ニ軍艦ヲ行
十月末印度一正而ニ
敵ニ対シ

總力戰研究所

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第一期演習處置書 其一

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

提出時機 (想定)

昭和十一年 月 日 時刻

提出者

(演習官名)

專城作... 方面... 對帶... 強... 一

總力戰研究所

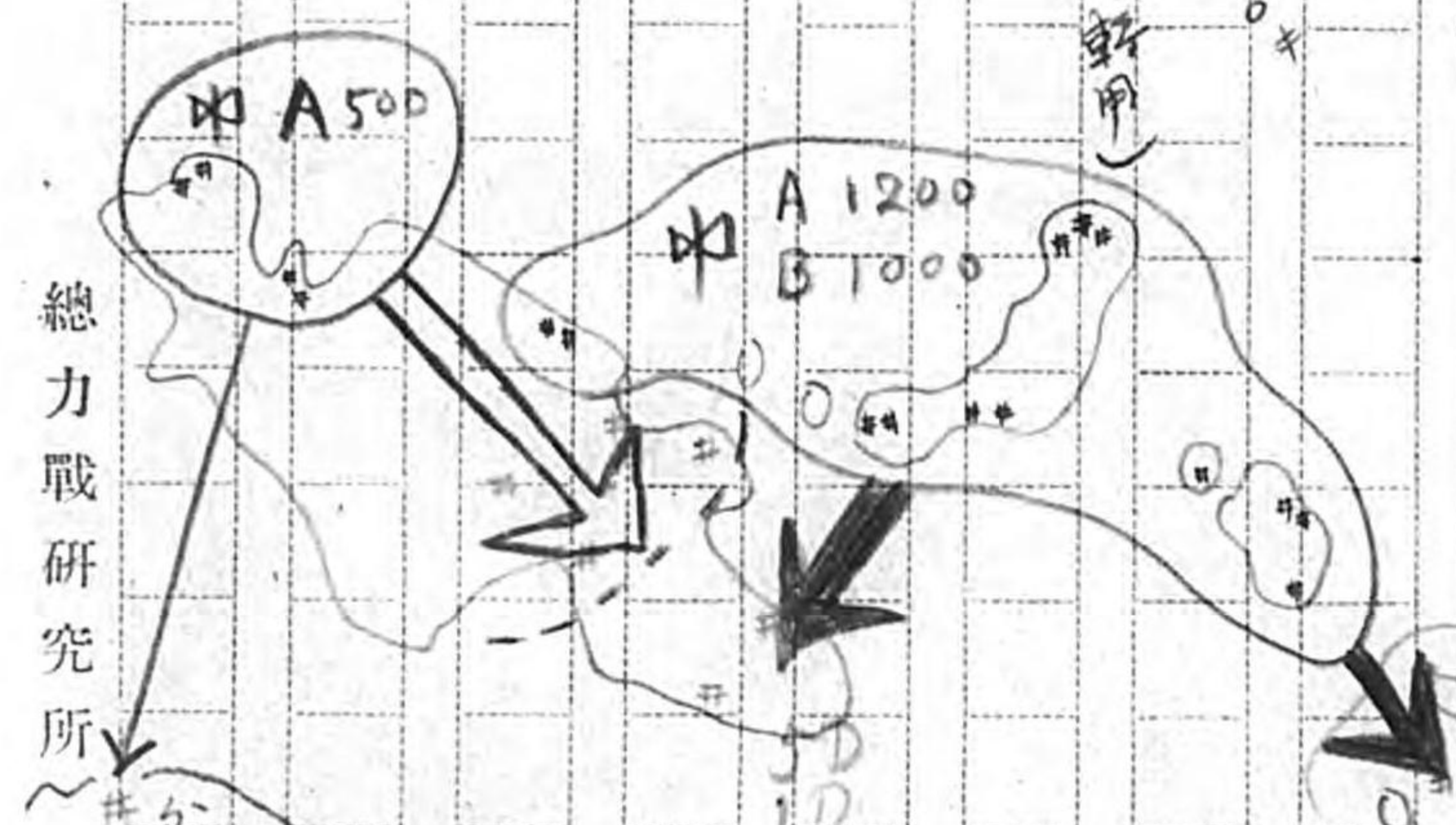
No. _____

軍機秘

一、三月下旬ヨリ始る戦艦建造
飛行機ニシキヤ方面

ニシキヤ方面四月反響作戦概要
主回國大本誌

4月1日方面
A 二〇〇キ
B 一〇〇キ
A 二〇〇キ
B 一〇〇キ
（印機方面の軽用）



総力戦研究所

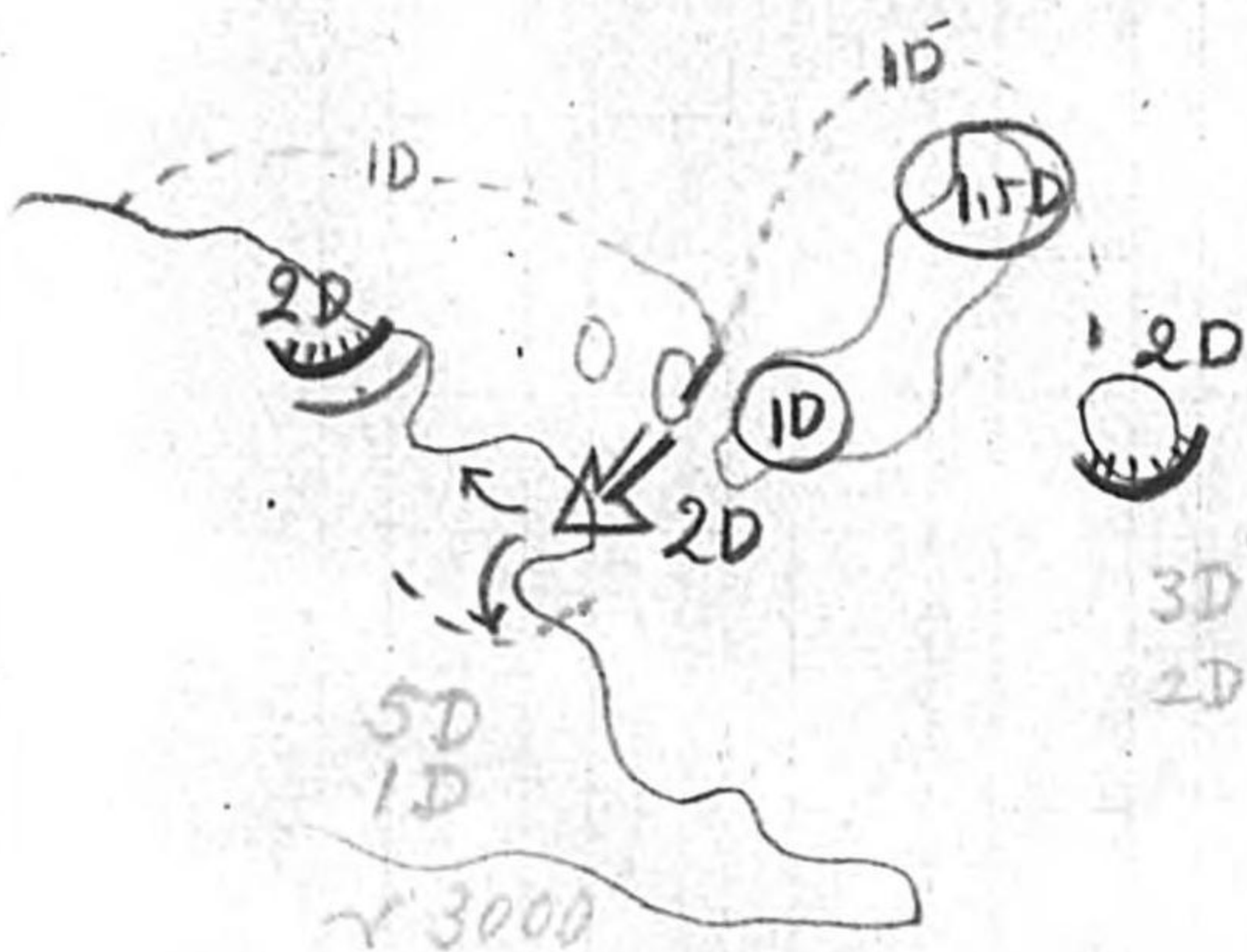
日本標準規格 B5 判 (20×10)

A 3000

二、船客乗、誠、近、度、脱、合、也、概、不、四、月、中、旬、地、上、の、際、一、
 道、改、作、の、行、つ。

要領

1. フォーゲンビロ方面に守備カヲシ、フタシロフエシ方面に改修
 2. フォトリ後地南方地に守備カヲシ、フタシロフエシ方面に改修
4. 1. 方面に上陸敵部隊、要破壊シ、飛行場没之ヲ極力
 阻止ス。



小、形、舟、艇、ヲ、用、フ、事、ニ、
 A 船 中

No.

軍
地
秋

印度方面反英作戦概要

帝国大本營

十月末兩季期に科達の制に白電一敵軍

二重に加

但し与艦隊の西方に中二トヤの作戦終了

後、概不原路に返り、復節に

但し与艦隊の南方に急を考へる

前二の飛行隊の作戦に上陸方面に轉

用二印度方面に於ける艦隊の作戦に於ける

マ行の二トヤの作戦に

總力戰研究所

No.

200

(0 ID) ...

(10 (20) ...)

(20 0) ...

(0 R) ...

(20 0) ...

總力戰研究所

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

白所員殿

提出時機
(想定)
(實曆)

昭和十九年十二月一日
十月十日時刻一六三〇

提出者

(演習氏名官)

青田大本雄

印度洋 三月迄一措置
 印度南洋諸島南方海面
 飛行機ニテ新機
 艦隊代向之ヲ高マレビ一諸島一南之島ヲ據
 端微之船ニテ支ニテハラカハカニニ春
 季子反事作ルニ補給ヲ行フ
 本ニ敵軍ニ於テ敵ノ奇兵ニ對シ
 防備強化
 三月末在支空軍連隊ヲ
 尤外ニ現狀ヲ總覽

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

油所員殿

提出者

(演習官名)

三國大本監

提出時機 (想定)

昭和十一年八月末日

(實曆) 十月十一日 時刻 1400

本件昭和十一年十月三日於大本監要旨
 敵例和平提唱團大本監
 政府對之要旨
 二其七
 一、今日提唱之如多措置
 二、今日提唱之如多措置
 三、今日提唱之如多措置
 四、今日提唱之如多措置
 五、今日提唱之如多措置
 六、今日提唱之如多措置
 七、今日提唱之如多措置
 八、今日提唱之如多措置
 九、今日提唱之如多措置
 十、今日提唱之如多措置

總力戰研究所

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

提出時機 (想定) 昭和十一年 月 日
(實曆) 月 日時刻

提出者

(演習官名)

四、此等國成諸國五、我國民之安否
其の生やレた如ク善處ス。
五、大本營の所共同の和平三箇の
具體的研究の急務也。實施ス。
從者指定の特ニ独立の手段を速ニ
指定ス。

總力戰研究所

16

第一期演習處置書 其ノ

提出先 統監部、武力戦、外交戦、思想戦、經濟戦、審判部

報告又ハ 通知先 泊所員殿

提出時機 (想定) 昭和十九年五月五日
(實曆) 十一月九日午前二三時五〇分

提出者 陸軍大臣 古宇田 甚六

第一動青国情况第三追加其ノ五

一、パレンバニノ原油ヲ主トシテ「ゴムタンカー」ニ依リ

パリツワ、パ、パニニ輸送シテ製油ス

パリツワ、パ、パニノ製油量増加 六ヶ月間 二〇万吨

ニ在リ知里ヲトルモ尚製油量ハ六ヶ月間ニニ五万吨

トシ減サスルモ從來向類ハ是等「ゴムタンカー」ニア

リレヲ以テ大ナル影響ナシ

海軍省ト打合せ済

24

①

②

四半
名

③

④

海軍省

是病通信者

昨今日本東亞水域。不志。敵潛春動。

訂正。大本覚。訂正

予情ノ汗入限リ。不志。護衛艦艇。強記

航空隊。護送。格。先

ヲ要福也。

討艦艦艇

十一月以降。一月至二月。新増

内閣

海軍省

厚生省(要)求(連絡)

(船舶協会)

一、造船作業二交代逐次実施

為(差出)

十九年一月ヨリ六月末迄

毎月二五〇〇〇(合計一五〇〇〇)出

(16) 甲突施

外(女子合計)二〇〇〇、備入幹

旋

本

(112)

経費

一 學生省へ要求 (五月) (學生省連絡より)

海軍省

日 襄山王用増勢ニ依ル造船ニ交代作甚未、山王續
良好ナル依リ引續テ全而ノニ交代制ニ全夫施
為

十九年七月ヨリ十二月迄

毎月二五〇〇〇 (男子) 計一五〇〇〇、山王用

外ニ女子二〇〇〇〇、計一七〇〇〇、山王用

約

總力戰研究所

五

(11)

徑情狀

海軍一省

七月内地六二裝二依儿三裝及船渠，被害
ヨシ生心造船建造減 (油松船)

現 = 船台上 = 在儿一隻

復旧途，減量 一隻

計 二隻 (二万也)

終

本

④

①

No.

昭和二十年度
左ノ兵力ヲ徵集ス

陸軍 一二〇万
海軍 三六万

飛行搭乗員養成 (陸海軍計) 九万

八月乃至九月ノ間セ船一〇万噸徵集

2. 国内民防並ニ併行シ海岸民防護体制ヲ強

化シ敵機動部隊等ノ策動ニ対応スルニ

国民士氣ノ昂揚ヲ図ル

東條英二ノ内務省ノ策定スルヲ依ル

陸軍省

海軍省

總力戰研究所

教育ニ関スル決断体制確立要綱

第一方針

文部大臣

教育ノ現狀階ニ即志スル爲 俾列ルシテ 教育ニ関スル決

断非出テ措置方策ニ彈力性ニ充テ 基ヲ諸方策ヲ徹

者且急進ニ推進セシムル共ニ 将来ノ教育充實ニ

備エ 萬念且 彈力性ニ充テ 諸方策ニ

之ガ爲テ 諸方策ニ充テ 彈力性ニ充テ 諸方策ニ

第二要綱

一 文科系教育ノ刷新及統合整頓

2 (1) 文科系大学及専門学校ヲ徹底シテ 統合整頓

總力戰研究所

又

(1) 西京人材計画ヲ確立シ之ニ基キ文科系諸学校ノ

再編成ヲ實施ス

(3) 独立ノ文科系大学及専攻学校ニ徹底的統合改革

況ノ上之ヲ逐次官立ニ轉移セシム

(4) 總力増進ヲ旨ニ養成ノ更新^{十九}計劃^十ノ創設ス

構想ニ依リ教育制度ヲ創設ス

總力戰研究所

二 女子教育ノ刷新

全職場ニ於テ可及的田力子ニ代ルニテ其ノ自達トシ職業

教育ヲ飛躍的ニ強化補充ニ指シ技術教育ヲ

創設ス

三 階出ニ對策實施ニ伴フ措置

(1) 学校疎開ヲ全面的ニ實施ス

(2) 山嶺部ニ於テハ学校教育重要課ニ付別送表卷

目標部ニ在ル

(3) 学校児童ノ地方分教ヲ準備ス

總力戰研究所

四 勤労力 勤労員

(1) ~~勤労員 労務員~~ 当該ノ 考案 計畫ニ 關シテ 有様 師

海防ノ 重要 員

(2) 各 学校ノ 教員ヲ 養成 教育ニ 勤労力 指シテ 志スル 員

~~集 録~~ 備工ニシテ

(3) 出 勤 日 數ニ 關シテ 現在ノ 制限ヲ 撤消スル 必要ニ 志ス

長ク

五 本 要 領 少 量 施 行 必要ナル 法 制 的 措 施 ハ 勤 務 員

之ヲ 講 究ス

及 課 員 等

多 量 運 送

總力戰研究所